

町田市立図書館ホームページに掲載するバナー広告の募集要項

町田市立図書館ホームページの広告掲載を以下のとおり募集します。

1 募集概要

(1) 町田市立図書館ホームページの概要

名 称	町田市立図書館ホームページ
掲載内容	町田市立図書館に関する情報。（施設・利用案内・イベント情報など）
閲覧数	1,126,779（2025年度実績）
URL	https://www.library-machida.tokyo.jp/

(2) バナー広告の規格及び掲載料金

募集枠	5枠（1事業主につき1枠）
規 格	（1枠）縦47ピクセル×横165ピクセル
掲載料	10,000円（税込み）×掲載希望期間の月数分
形 式	GIF形式（静止画） ※アニメーションや点滅するものは不可
掲載位置	「町田市立図書館ホームページ」 トップページ下側※掲載位置の指定は不可

- ・掲載する広告には、広告掲載事業主の名称等を記載してください。

広告の掲載位置



(3) 広告掲載期間

広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、年度を越えない範囲で、その月の初日から末日までとする。ただし、図書館館長（以下「館長」という）が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとします。

広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日の翌日午前中をもって終了するものとします。

(4) 掲載基準

町田市有料広告掲載取扱要綱第3及び町田市広告掲載基準第4条に規定されている掲載基準に該当する広告は掲載できません。

2 応募資格

町田市広告掲載基準第3条の規定に該当しない事業者（市内外は問わない）で、ウェブサイトを有していること。

3 応募手続き

(1) 募集要項等の公表

町田市立図書館ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

町田市立図書館ホームページURL <https://www.library-machida.tokyo.jp/ad/>

掲載場所 トップページ>広告事業のご案内（図書館バナー広告その他）

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

毎年度、5月から翌年4月までの掲載分を、4月から翌年3月まで募集しています。

イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、掲載希望月の1ヶ月前（前月初日）までに電子メールで、お申し込みください。

(3) 応募書類

書類名	部数
町田市有料広告掲載申込書 (町田市有料広告掲載取扱要綱第1号様式)	1部
バナー広告案(G I F)	1部
有料広告掲載申込に係る誓約書	1部

・応募書類は返却しません。

・市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

(4) 広告掲載の決定

以下の選定基準により、広告掲載を決定します。

なお、応募申込み数が募集枠数を超えない場合でも、広告掲載事業主及び広告内容の適性を確認します。また、審査で適性が確認できない場合は、広告掲載事業主と決定しません。

ア 選定基準

広告掲載の申込みが複数ある場合、町田市有料広告掲載取扱要綱第7に規定する広告掲載の決定に準じ、広告掲載の優先順位を以下のとおりとして選定します。

【同順位の場合の広告掲載の優先順位】

- ① 国及び地方公共団体の広告
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の広告
- ③ 抽選

(5) 選定結果の通知

広告掲載事業主の選定結果は、応募者に電子メールで通知します。

4 広告掲載決定後のスケジュール

(1) 広告掲載料の納付

上記選定結果の通知と合わせて納付書を送付しますので、指定期日までに広告掲載料を納付してください。

(2) 広告データの入稿

デジタルデータにて掲載する広告の完全版を作成し、電子メールで入稿してください。

(3) 留意事項

- ①指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合、指定期日までに原稿を入稿しなかった場合及び申込みに虚偽があった場合には、広告掲載決定を取り消します。
- ②原稿の作成及び提出に係る費用は、全て申込者の負担となります。
- ③入稿した原稿は、校正により、修正をお願いすることがあります。
- ④掲載位置の希望はできません。

広告掲載事業主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできません。

- ⑤ア 既納の広告掲載料は、還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りではありません。

イ 館長は、広告掲載期間中、広告主の責めに帰さない理由により、広告を連続して12時間以上掲載できなくなったときは、当該掲載できなかった時間に応じて、次のとおり広告掲載料を還付します。

- (i) 掲載できなかった時間が12時間以上24時間未満の場合は、1日とします。
 - (ii) 掲載できなかった期間が24時間を超えた場合は、掲載できなかった日数(24時間を1日とする)に1日を追加します。
 - (iii) 還付する金額は、1日につき330円とする。1ヶ月の場合は月額を還付します。
- ウ ア及びイにあたらないときは、広告掲載料を還付しません。

5 書類提出先・問合せ先

町田市生涯学習部図書館企画・地域支援係

〒194-0013 町田市原町田3-2-9

電話：042-728-8220

FAX：042-729-6160

メール：mcity8330@city.machida.tokyo.jp